



1教総第1623号  
1教教第1829号  
令和2年2月21日

本庁各課長

殿

各出先機関の長

福岡県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

このたび、2月20日に福岡市在住の60代夫婦が新型コロナウイルスに感染したことが確認されました。県内初の感染者の発生を踏まえ、所属長においては、職員に対し、職場や家庭内における感染予防を心がけることを徹底するとともに、職員の健康状態の把握に努めていただくようお願いいたします。

また、職員や同居親族等が新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合の職員の服務については、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

なお、臨時職員、非常勤職員及び本年4月から任用予定の会計年度任用職員についても、同様の取扱いとします。

おって、職員又は同居親族等が新型コロナウイルスの感染の疑いがあるとして「帰国者・接触者相談センター」に相談した場合は、所属長にも報告するよう、職員に対し周知してください。

記

1 職員の服務（別添資料参照）

- (1) 職員に新型コロナウイルス感染症の症状がある場合は、病気休暇の取得が可能であること。
- (2) 職員に症状はないが、新型コロナウイルスの感染が疑われる同居親族や同僚職員等と接触した場合において、
  - ア 同居親族や同僚職員等が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける前の期間に職員と接触があった場合は、当該職員に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケットなどの感染予防対策を指導すること。
  - イ 同居親族や同僚職員等が新型コロナウイルス感染症の検査を受けてから検査結果の判明までの期間は、当該職員の職務専念義務の免除が可能であること。
  - ウ 同居親族や同僚職員等が新型コロナウイルス感染症の検査の結果、陽性であった場合は、引き続き、必要と認める時間（潜伏期間）、職務専念義務の免除が可能であること。
  - エ 同居親族や同僚職員等が新型コロナウイルス感染症の検査の結果、陰性であった場合は、当該職員は職務に復帰すること。なお、「同僚職員等」の範囲については、人事担当課長と協議の上設定すること。
- (3) 職員が上記各号に該当した場合は、所属長は速やかに人事担当課長へ報告すること。

2 感染拡大の防止

職員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、所属長は、当該職員の業務実態を把握するとともに、所属職員の健康状態の把握及び所属の業務執行体制の確保に努めること。

また、職員に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう促すこと。

本件担当

総務企画課人事係 TEL 092-643-3858

教職員課福利・職員係 TEL 092-643-3891